

(別添)

## 「工程表」(素案)に対する意見

団体名	(社)北海道消費者協会
部署及び 担当者職氏名	組織活動部部長 塩越 康晴
電話番号	011・221・4217
電子メールアドレス	do@syouhisya.or.jp
	<p>「消費者庁工程表」への意見書(趣旨案文)</p> <p>【4. 地方消費者行政・相談体制の充実】</p> <p>「今後3年の強化期間の後の望ましい姿」を描くために「実態調査」を行うことは、絶対必要で、早急に準備を進めてほしい。その際、3年以降の諸施策に地方現場の声を生かすため、消費者委員会などを通して「質問づくり」の段階から地方代表者を参加させていただきたい。</p> <p>工程表では「調査結果を踏まえ検討」「必要な措置を実施」とある。平成24年度以降も、政策の切れ目がないように取り組むことを望む。</p> <p>また、自治体によっては3年間で必ずしも所期の目的が達成されない可能性がある。常に検証を重ねながら、達成されない項目については、期限を設けず、達成できるように支援を続けるべきである。</p> <p>【5. 相談員の待遇改善】</p> <p>3カ年の地方消費者行政活性化基金の使い道に、「国・都道府県・市町村の分担により待遇改善の人的費に充てる」の特例などを設け、早急に改善の道を開くべきである。</p> <p>【8. 消費者教育の推進】</p> <p>消費生活相談の現場では、消費者教育・啓発が急を要する問題であると痛感させられることが多い。消費者には教育・啓発が年代を問わず必要であることは言うまでもないが、消費者と直に接する企業・事業者のコンプライアンス(法令遵守)を含めた意識向上の研修、教育も欠かすことはできない。このために消費者庁と文部科学省・経済産業省、都道府県・市町村と教育委員会・商工業界の共同事業を義務づけるべきである。</p> <p>また、表示偽装や悪質商法などで「行政処分・指導」を受けた事業者には、「矯正」の意味で、法令遵守・消費者保護などの教育を課すべきである。</p>

**【 9 . 消費者団体への支援】**

地域の消費者団体は長年、消費者行政の一翼を担ってきた。しかし、地方自治体からの助成される活動費は削減の一途をたどっている。消費者庁が誕生し「活性化基金」が積まれた現在でもなお、削られているのが実態だ。消費者団体が活性化しなければ、地方消費者行政の活性化もまた期待できない。消費者団体支援を唱った衆参両議院における附帯決議を一日も早く実現していただきたい。

また、消費者に代わって適格消費者団体が悪質業者の不当行為差し止めを求める制度は実質的に、公正取引委員会などの政府機関がやるべきことを民間が肩代わりさせられているものである。さらに、消費者庁は悪質業者の不当利得を収奪し被害者に返還する制度の検討を進めているが、これも実施主体は民間の消費者団体が想定されている。これらの制度の実効性を高めるには、受け皿となる消費者団体を物心両面でしっかり支える必要がある。消費者団体への支援を早急に確立してほしい。

**【10 . 多重債務者対策の検討】**

多重債務者対策は一刻の猶予も許されない案件である。雇用が改善しない現在、希望を失って自殺につながるケースもある。問題を複雑にしているのは、法的整理、生活再建と就労(雇用)、的確な消費者教育の必要性などが混然一体となっていることだ。国としてできること、地方自治体がやるべきことを明確にした上で、具体的な施策と財政措置を早急に講ずるべきである。

**【14 . 表示・取引・安全分野における制度の在り方】**

《表示》食品の表示はいくつかの法律が所管しており、用語も統一性がなく分かりづらい。早急に一本化することが望ましい。表示偽装に関しては、罰則を強化する。こんにゃくゼリーのような「すき間事案」が生じた場合の規定を設け、迅速に対応できる根拠法にすべきである。

食品表示に関して全国から“怨嗟”の聲が上がっていることを忘れてはならない。

《公益通報窓口の一元化》食品に限らず偽装問題の発覚は、公益通報によることが多い。その公益通報の窓口を消費者庁に一元化することは、問題の早期発見、早期解決、それによる消費者の利益増進につながることから、直ちに実現すべきである。